

人吉市まちづくり推進会議設置要項

(設置)

第1条 人吉市まちなかグランドデザイン推進アクションプラン(令和7年3月版)等に基づくまちづくり事業の推進を図るため、地域の意見及び専門的見地を踏まえて意思決定を行う、人吉市まちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、人吉市まちなかグランドデザイン推進アクションプラン等に関し、人吉市まちづくりデザイン会議から提案される内容等について、様々な観点から意見を述べ、人吉市まちなかグランドデザイン推進アクションプランの推進を図るための意思決定を行う。

(組織)

第3条 推進会議には、次の各号に掲げる者のうちから市長が認める者を置くものとする。

- (1) 地域を代表する者
- (2) 経済団体を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政機関
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(報償)

第4条 委員の報償は、市長が別途定めるものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年を超えない範囲で市長が定めるものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第6条 推進会議に会長を置く。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 会長は、推進会議の議事を進行する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 推進会議は、原則として公開とする。ただし、推進会議の決定により非公開とすることができる。

2 推進会議の会議録は、原則として公開とする。ただし、推進会議の決定によりその全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、復興支援課において処理する。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要項は、令和6年8月20日から施行する。

この要項は、令和7年3月31日から施行する。